

# 支援金のお知らせ

東京圏 → 弘前市

## 弘前市東京圏 UJI ターン 就職等支援金

- ▼**交付対象者** 次の①と②の条件を満たし、かつ①～⑤のいずれかに該当する人
- ①移住する直前 10 年間のうち通算 5 年以上かつ移住する直前に、連続して 1 年以上東京 23 区に在住または東京圏に在住し東京 23 区に通勤していた。
  - ②令和 5 年 4 月 1 日以降に移住し、申請日から 5 年以上、市に継続して居住する意思があること。
  - ③県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に掲載されている移住支援金対象法人に就業する。
  - ④内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業

県外 → 弘前市

## 弘前市医療・福祉職 子育て世帯移住支援金

医療・福祉職の有資格者や  
その資格取得を目指す子育て世帯

- ▼**交付対象者** 次の①～④の条件をすべて満たし、かつ就業または就学に関する要件を満たす人
- ①令和 6 年度弘前市東京圏 UJI ターン就職等支援金の支給要件に該当しないこと。
  - ②移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上か

弘前市 → 県外 → 弘前市

## 弘前市 U ターン就職等支援金

- ▼**交付対象者** 次の①～③の条件をすべて満たし、かつ①～④のいずれかに該当する人
- ①市出身者（市内教育機関に 1 年以上在籍していた人）であること。
  - ②令和 5 年 4 月 1 日以降の U ターンであること。
  - ③ U ターンする直前に連続して 5 年以上、県外に在住していたこと。
  - ④県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に掲

※上記の他に対象要件があります。詳細は市ホームページで確認してください。

■問い合わせ・申請先 商工労政課  
(☎ 35-1135)

- する。
  - ③所属先企業等からの命令ではなく、本人の意思で移住し、引き続きテレワークで業務を実施する。
  - ④過去に市へ 1 年以上住所を置いたことがある「ひろさき移住サポートセンター」の相談者で、市への移住時の年齢が 40 歳未満であり、就職、転職、就農、事業承継または起業をする。
  - ⑤あおもり移住起業支援事業費補助金の交付決定を受けている。
- ▼**交付額** 単身での移住…60 万円 / 2 人以上の世帯での移住…100 万円  
※ 18 歳未満の子どもと一緒に移住する場合、子ども 1 人につき 100 万円を上乗せします。



- つ移住する直前に、連続して 1 年以上県外に在住していたこと。
  - ③令和 5 年 4 月 1 日以降に移住し、申請日から 5 年以上、市に継続して居住する意思があること。
  - ④ 18 歳未満の子どもを養育していて、移住前および申請日時点でその子どもと同一世帯であること。
- ▼**交付額** 1 世帯あたり 100 万円  
※ 18 歳未満の子ども 1 人につき 100 万円、ひとり親世帯の場合はさらに 100 万円を上乗せします。



- 載されている企業に就業する。
  - ②内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業する。
  - ③所属先企業等からの命令ではなく、本人の意思で移住し、引き続きテレワークで業務を実施する。
  - ④市への U ターン時の年齢が 40 歳未満であり、就職、転職、就農、事業承継または起業をする。
- ▼**交付額** 単身での移住…30 万円 / 2 人以上の世帯での移住…50 万円



学生目線の  
まちづくりを応援

## 学生まち活リポーターを募集

- 学生のまちづくりへの参加促進と、市内で行われているさまざまなまちづくり活動を幅広く PR することを目的に、「まち活（まちづくり活動）リポーター」を募集します。
- ▼**活動内容** 令和 7 年 2 月 28 日（金）までにまちづくり活動に参加→リポート文の作成と活動風景の写真を撮影し、事務局に提出  
※リポート文 1 件ごとに、図書カード 1,000 円分（上限…5,000 円分）を進呈します / 提出されたリポート文は、事務局が市公式 SNS 等で情報発信します。
- ▼**対象** 次の①または②に該当する人
- ①市内の「高等教育機関（大学など）または高校

- （以下、教育機関）」に在学する人 / ②市内に居住し、市外の教育機関に在学する人
- ※個人、グループどちらでも可 / 1 グループの人数は 3 人以内。
- ▼**申し込み方法** 5 月 7 日（火）～ 10 月 31 日（木）に、市ホームページに掲載している申し込みフォームかエントリーシート（チラシ）で申し込みを。  
※エントリーシートの提出は郵送か持参で / エントリーシートは市内の公共施設にも設置します。
- 問い合わせ・申込先** まち活リポーター事務局（市民協働課内、〒036-8551、上白銀町 1 の 1、市役所 2 階、☎ 40-7108）



知っていますか？

## 民生委員・児童委員

■問い合わせ先 福祉総務課総務係  
(市役所 1 階、☎ 40-7037)

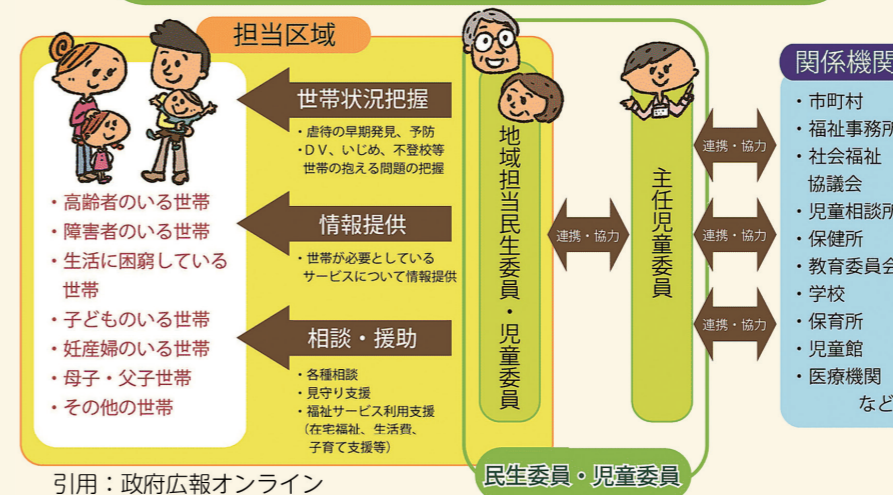
### 5 月 12 日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て家庭などの見守り活動を行っています。対象者の自宅を訪問して相談に応じ、支援が必要な時には、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関につなぐ「橋渡し役」となります。主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。学校、児童相談所などの関係機関と連携し、子育ての支援や児童健全育成活動を行

います。市では、397 人（定数）の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。

※相談内容の秘密は守られます（法による守秘義務があります） / 担当の民生委員・児童委員、主任児童委員についてはお問い合わせください / 現在欠員となっている区域では、民生委員・児童委員、主任児童委員の担い手を探しています。お気軽にお問い合わせください。

### 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



引用：政府広報オンライン

### 民生委員協力員制度

地域福祉活動の充実のために民生委員の活動をサポートする「民生委員協力員制度」を導入しています。民生委員協力員証を携帯し、見守り活動や地域福祉活動を行います。